

岡山県公報

発行
岡山県



定の一部改正

(県例規集登載)

目次

担当課(室)

目次

担当課(室)

○ 岡山県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則
【規則】
(県例規集登載)

治山課

【告示】

○ 救急病院の認定

地域医療推進課

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

指導監査課

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

〃

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

出

○ 公金事務の委託

畜産課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

【公告】

○ 一般競争入札の実施

デジタル推進課

○ 家畜伝染病の発生

畜産課

○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定

農村振興課

○ の申請

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録

治山課

【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指

選挙管理委員会

◎岡山県規則第四十一号

岡山県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太
 岡山県林地開発許可に関する規則

岡山県林地開発許可に関する規則（令和元年岡山県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一項を加える。

2 法第十条の三第二項の規定による次に掲げる事項の公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

一 開発行為の中止の命令又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）

二 違反の内容

三 正当な理由がなく従わなかった命令の内容

四 第一号に規定する命令に係る森林の土地の地番

五 その他知事が必要と認める事項

別表の1(25)の表の注に次のように加える。

3 脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合（全面的にリルが発達しているもの又はガリーが存在するもの）は、この表の規定にかかわらず、1ha当たりの年間流出土砂量を600m³とする。

別表の2(9)に次のただし書を加える。

ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合等、排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、表1の単位時間内の20年確率で想定された雨量強度を下限とするほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ロ又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象が事業区域に隣接している場合については、表1の単位時間内の30年確率で想定された雨量強度を下限とすること。

別表の2の表1を次のように定める。
 表1

単位：mm/hr

流域面積	単位時間	3年確率 降雨強度		10年確率 降雨強度		20年確率 降雨強度		30年確率 降雨強度		200年確 率降雨強 度	
		南部	北部	南部	北部	南部	北部	南部	北部		
50ha以下	10分	90	100	120	130	140	150	150	160	220	230
100ha以下	20分	70	80	100	110	110	110	120	120	180	190
500ha以下	30分	50	60	80	90	90	90	100	100	160	160

1 この規則は、令和八年八月一日から施行する。ただし、第十六条に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可の申請があつた開発行為（同項に規定する開発行為をいう。）については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第二百四十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山中央病院

2 所在地

岡山市北区伊島北町六一三

二 認定年月日

令和八年五月一日

三 認定の有効期限

令和十一年四月三十日

◎岡山県告示第二百四十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ふりーすたいるわくわく事業所

2 所在地

久米郡美咲町吉ヶ原八六二一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社フリースタイルエンターテインメント

2 主たる事務所の所在地

倉敷市新田二五五四

三 廃止年月日

令和八年四月三十日

四 事業所番号

三三五三八〇〇四二

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

m a n g a 道場

2 所在地

笠岡市中央町三六一一 トピア笠岡駅前ビル三階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社オリエントアルブルーム

2 主たる事務所の所在地

広島県広島市安佐北区可部南五丁目一三番二二号

三 指定年月日

令和八年五月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇五二九

五 サービスの種類

就労継続支援B型

令和8年5月1日 岡山県公報 第12799号

◎岡山県告示第二百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ここにこ津山事業所

2 所在地

津山市林田一五一番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社キッチリフードサービス

2 主たる事務所の所在地

津山市林田一五一番地二

三 指定年月日

令和八年五月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇一〇三五

五 サービスの種類

就労継続支援B型

◎岡山県告示第二百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労支援「PONO」笠岡センター

2 所在地

笠岡市三番町三―二二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社三倉屋

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市平成台一三―二

三 廃止年月日

令和八年四月三十日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四八七

五 サービスの種類

就労移行支援

令和8年5月1日 岡山県公報 第12799号

◎岡山県告示第二百五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

- 1 晴れの国岡山農業協同組合
倉敷市玉島八島一五一〇番地一
- 2 おかやま酪農業協同組合
津山市川崎九四―一
- 3 岡山市農業協同組合
岡山市北区大供表町一―一

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

- 1 岡山県農林水産関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十四号)に基づく家畜の検査手数料、家畜の予防注射手数料及び家畜の検査又は注射の証明手数料
- 2 岡山県家畜保健衛生所条例(昭和三十九年岡山県条例第四十号)に基づく受精卵移植に関する手数料
- 3 岡山県家畜保健衛生所条例に基づく家畜の衛生検査手数料
- 4 岡山県証明事務手数料条例(昭和三十一年岡山県条例第五号)に基づく県が行う証明事務の手数料
- 四 委託をした日
令和八年四月一日
- 五 公金事務を取り扱う期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和8年5月1日 岡山県公報 第12799号

◎岡山県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八〇号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市段町八四七番一地先から 高梁市段町一〇〇五番二地先まで	新	二一・〇〇 二四・一〇	一五五・〇〇
高梁市段町八四七番一地先から 高梁市段町一〇〇四番四地先を経て 高梁市段町一〇〇五番二地先まで	旧	一〇・〇〇 六〇・〇〇	二二二・一〇
高梁市段町八四七番一地先から 高梁市段町一〇〇五番二地先まで	旧	二一・〇〇 二四・一〇	一五五・〇〇

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八二号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山上徳山字樋口九八九番二地先 から 真庭市蒜山上徳山字樋口九八八番四地先 まで	新	一五・八〇 三五・六〇	四六・〇〇
真庭市蒜山上徳山字樋口九八九番二地先 から 真庭市蒜山上徳山字樋口九八八番四地先 まで	旧	一五・八〇 一七・八〇	四六・〇〇

令和8年5月1日 岡山県公報 第12799号

◎岡山県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道 一般国	黒土北線 四八二号	真庭市蒜山上徳山字樋口九八九番二地先から 真庭市蒜山上徳山字樋口九八八番四地先まで 加賀郡吉備中央町納地字道ノ下五七五番一地 先から 加賀郡吉備中央町納地字曾根ヶ市五六七番二 地先まで	令和八年五 月一日

〔一九一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

令和8年度岡山県全庁共通システム更新業務

(2) 調達業務の特質等

令和8年度岡山県全庁共通システム更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで

(4) 履行場所

岡山県総務部デジタル推進課が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、借入物件の本体価格のほか、仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料の総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和8年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）

参加資格者名簿に登載されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9その他、小分類：12レンタル・リース類」であり、そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の交付等

ア 交付期間

令和8年5月1日(金)から同月28日(木)まで(岡山県の休日を含め、平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課システム管理班

電話 (086) 226-7266 (直通)

FAX (086) 235-9737

電子メールアドレス zenchu@pref.okayama.jp

また、岡山県総務部デジタル推進課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>)からダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

令和8年5月1日(金)から同月28日(木)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

(1)イの場所に同じ。

ウ 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書

(イ) 貸借する物品について2(6)に定める第三者による貸付けを行わせようとする場合にあつては、令和8年度全庁共通システム更新業務の貸借について入札説明書に定める書類

エ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(3) 結果通知等

2(1)、(2)及び(6)の競争入札参加資格について審査し、適合又は不適合であつた旨を通知する。また、2(3)から(5)まで及び(7)の競争入札参加資格については、5(1)の開札後に審査し、不適合と認められた者に対しては、その旨を通知する。なお、競争入札参加資格が不適合と認められた者は、県に対して、その理由について説明を求めることができる。

4 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和8年5月1日（金）から同月28日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3 (1)イの場所に同じ。ただし、仕様書については機密保持誓約書を提出することを交付の条件とする。

交付場所に赴くことが困難な者については、郵送等での交付を行う。この場合は、個別に3 (1)イの場所に電話又は電子メールで連絡を行うこと。

(2) 入札説明会

開催しない。

5 入札及び開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年6月11日（木）午前10時

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書及び提案書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印して、3 (1)イの場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1 (1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限り。）をもって令和8年6月10日（水）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be leased:
General computer system for Comon management for the Okayama Prefectural
Government 1 set
- (2) Contract period :
From 1st December, 2026 through 30th November, 2031
- (3) Fulfillment place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
10 : 00 A.M. 11th June, 2026
- (5) Contact point for notice :
Digital promotion division, Department of General Affairs, Okayama
Prefectural Government,
2 - 4 - 6 Uchisange, kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL : (086) 226-7266

〔一九二二〕家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病 ヨ―ネ	家畜 伝染病 の種類
乳用牛	家畜の種類
令和三年 十一月三十日	生年 月日
患畜	患畜・疑似 患畜の区分
一頭	発生 頭数
笠岡市	発生 場所
令和八年 四月二十日	発生 年月日

〔一九三〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
岡山市北区西野山町二〇六一		田	一、一三〇

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が不明であり、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和八年七月一日	権利の始期から令和十三年六月三十日まで	二二一、六〇〇円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年五月十五日（金）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

〔一九四〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

阿新二七	番 登 号 録		
翔 株式会社山	名 氏名又は 称	生 産 事 業 者	
― 四	住 所	新見市哲西町矢田二五九四	
苗木育成	内 容	生産事業の 幼苗の育成、 幼苗以外の	
同じ	所 在 地	株式会社山 翔住所地に	

◎岡山県選管告示第五十一号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和八年四月二十二日から適用する。

令和八年五月一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表老人ホームの項中

美作特別養護老人ホーム やすらぎ荘	美作市古町一七〇七―三	を
花岡ケアハウス	真庭市下中津井五〇五	
美作特別養護老人ホーム やすらぎ荘	美作市古町一七〇七―三	に改める。